様式第九号（第十条の六関係）

許可番号　０４０２００６１９４２

産業廃棄物処分業許可証

住　所　福岡市東区箱崎ふ頭四丁目１番３７号

氏　名　株式会社紙資源
代表取締役　大津　正樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事　服部　誠太郎

許可の年月日　令和　８　年　３　月　２　日

許可の有効年月日　令和　１２　年　７　月　４　日

１．事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（圧縮梱包）：廃プラスチック類（自動車等破砕物及び圧縮により破砕されるものを除く。）、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）　以上５品目

中間処理（溶融固化）：廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）　以上１品目

以下余白

２．事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

圧縮梱包施設①：設置場所　福岡県柳川市三橋町久末字宮４６８番
設置年月日　平成２７年４月２７日
処理能力　廃プラスチック類　１７７ｔ／日（８時間）
紙くず　１６４ｔ／日（８時間）
繊維くず　８４．８ｔ／日（８時間）
ゴムくず　１５１ｔ／日（８時間）
金属くず　２６４ｔ／日（８時間）

溶融固化施設：設置場所　福岡県柳川市三橋町久末字宮４６８番
設置年月日　令和３年３月３０日
処理能力　０．４８ｔ／日（８時間）

圧縮梱包施設②：設置場所　福岡県朝倉郡筑前町高田字下田２６０４番１
設置年月日　令和６年５月１３日
処理能力　廃プラスチック類　１１７ｔ／日（８時間）
紙くず　１１３ｔ／日（８時間）
繊維くず　５７．６ｔ／日（８時間）
ゴムくず　１０３ｔ／日（８時間）
金属くず　１７８ｔ／日（８時間）

以下余白

（以下裏面記載）

※更新手続については、有効期間満了日の６０日前までに必ず管轄の南筑後保健福祉環境事務所で行ってください。

（裏面）

3．許可の条件

（1）圧縮梱包施設①に係る産業廃棄物の保管数量は、次のとおりとすること。

ア　処理前産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず）の保管数量は、１０８㎥以下とすること。

イ　処理後産業廃棄物（廃プラスチック類、繊維くず、ゴムくず）の保管数量は、１１３㎥以下とすること。

（2）圧縮梱包施設②に係る産業廃棄物の保管数量は、次のとおりとすること。

ア　処理前産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず）の保管数量は、１８㎥以下とすること。

イ　処理後産業廃棄物（廃プラスチック類、繊維くず、ゴムくず）の保管数量は、７９．２㎥以下とすること。

以下余白

4．許可の更新又は変更の状況

平成１４年　６月２８日　変更許可により取扱品目（繊維くず、ゴムくず）の追加
平成１７年　７月　５日　更新許可
平成２２年　７月　５日　更新許可
平成２７年　７月　５日　更新許可
平成２７年１１月１９日　変更許可により中間処理（溶融固化）の追加
令和　２年　７月　５日　更新許可
令和　８年　３月　２日　更新許可
以下余白

5．規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　　有　・　(無)